

# 生物多様性条約および名古屋議定書の概要

安藤勝彦

独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター 〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8

## Convention of Biological Diversity and the Nagoya Protocol

Katsuhiko Ando

Biological Resource Center, National Institute of Technology and Evaluation  
2-5-8, Kazusakamatari, Kisarazu, Chiba 292-0818, Japan

### 1. はじめに

1993年に発効された生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity: CBD) (The Convention on Biological Diversity, 2013) において、その締約国は自国の天然資源に対する管轄権を有することが明記された (CBD 第15条1項)。また、他国の遺伝資源にアクセスする場合は、利用者は当該締約国から「事前の情報に基づく合意 (Prior Informed Consent: PIC)」を取得し (CBD 第15条5項)、さらに、「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT)」で遺伝資源を利用することが述べられている (CBD 第15条4項)。そして、その遺伝資源の利用から生じた利益については当該締約国に公平に利益配分されることも述べられている (CBD 第15条7項) (安藤, 2006)。

2002年4月、オランダ・ハーグで開催された第6回 CBD 締約国会議で、遺伝資源アクセスに関する国際ガイドライン (ボン・ガイドライン) (財団法人バイオインダストリー協会, 2002) が採択された。これは法的拘束力を持たないが、遺伝資源提供国および利用者のために遺伝資源利用における手続き上の必要事項をより具体的に示したものである。ところが、2002年9月、南アフリカ・ヨハネスブルクで開催された「持続可能な開発に関する世界サミット (World Summit on Sustainable Development: WSSD)」において、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進・保護するための国際規定 (International Regime) について交渉することが決定された。交渉は、2003年12月にカナダ・モントリオールで開催された第2回 ABS 作業部会を皮切りに延々と続いたのであるが、2010年10月、名古屋で開催された第10回 CBD 締約

国会議において名古屋議定書という形で幕を閉じた (磯崎ら, 2011; 安藤, 2008, 2011)。

本稿は、この名古屋議定書について概説するものである。なお、本文中で引用した名古屋議定書の和文は外務省仮訳 (外務省, 2011) による。なお、その和文中の太字は著者によるものであり、原文のものではない。

### 2. 名古屋議定書の目的

名古屋議定書の正式名称は、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 (Nagoya Protocol on access to genetic resources and the fair and equitable sharing of benefits arising from their utilization to the Convention on Biological Diversity): 以下、本議定書と称す」である。前文、第1条から第36条と附属書から構成される。本議定書の第1条の目的には、以下のように謳われている。

この議定書の目的は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること (遺伝資源及び関連のある技術についての全ての権利を考慮に入れた当該遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び当該関連のある技術の適当な移転並びに適当な資金供与により配分することを含む。) 並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することである。

第1条は、基本規定、精神的規定としては重要である。この目的は、一見、利益配分を目的とした提供国側 (途上国側) の主張が強いように思われるかも知れないが、「遺伝資源の取得の適当な機会の提供」の文

E-mail: ando-katsuhiko@nite.go.jp

言を併記しており、提供国側と利用国側（先進国側）双方の主張が取り入れられている。また、「遺伝資源及び関連のある技術についての全ての権利を考慮に入れた」と述べており、ここでも遺伝資源に対する主権的な権利を有する提供国側（途上国側）と、技術や工業所有権などに配慮することを求める利用国側（先進国側）双方の立場を並列している。目的の最後に、「これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献する」とあるが、金銭的利益配分を受けた提供国がその利益を生物多様性の保全や持続可能な利用に使わなかった場合どうなるのか、ということとは突き詰めてもあまり意味がないことであろう。

### 3. 名古屋議定書の重要条項

本議定書は第36条までからなるが、その中でも特に重要な条項に絞って以下に概説したい。本議定書の「取得の機会及び利益配分（以下、ABSと称す）」に関するユニークで非常に重要な条項が第15条の「取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守」であり、以下のように述べられている。

1 締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関し、取得の機会及び利益の配分に関する**他の締約国の国内の法令又は規則に従い**、事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、**適当で効果的な、かつ、均衡のとれた<sup>注1</sup>立法上、行政上又は政策上の措置<sup>注2</sup>**をとる。

2 締約国は、1の規定に従ってとられた措置の不履行の状況に対処するため、**適当で効果的な、かつ、均衡のとれた<sup>注1</sup>措置**をとる。

ここで第一に重要な点は、海外の遺伝資源にアクセスする場合は、日本の国内法ではなく提供国の国内法または規則に従わなければならないという点である。しかもその国内法は各国によって異なると考えられるので、各国の国内法の調査だけでも大変なことになる。

ただ、幸いなことに議定書第14条の「取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報の共有」では、以下のように述べており、

1 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約第十八条3<sup>注3</sup>の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として設置する。同センターは、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための手段としての役割を果たす。特に、同センターは、この議定書の実施に関して締約国によって利用可能とされる情報へのアクセスを提供する。

2 締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によって必要とされている情報及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による決定に従って必要とされる情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供する。これらの情報には、次のものを含める。

- (a) 取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置
- (b) 国内の中央連絡先及び権限のある当局に関する情報
- (c) 事前の情報に基づく同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に発給された許可証又はこれに相当するもの

従って、ABS情報交換センターのホームページを見れば、各国のABS関連国内法または規則がわかるようになっている。さらに、各国内の中央連絡先にコンタクトすることで、その国における遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内措置と手続きの情報を得ることができ、どこが権限ある当局か、許認可はどのように申請するのか、などがわかる仕組みになっている。

本議定書第17条の「遺伝資源の利用の監視」も重要な条項であり、以下のように述べられている。

<sup>注1</sup> 本条の「均衡のとれた」の解釈については、提供国側と利用国側とで隔たりがあると思われる。提供国側は、国内法違反の重大さの程度に応じて利用国側は釣り合いの取れた取り締まり措置をとると解釈するのに対して、利用国側は提供国側の国内法の手続きの透明性等との間で、程度に応じて、釣り合いの取れた措置をとると解釈している。結局、どのように対応するかは主権国家の裁量の問題であり、「立法上、行政上又は政策上の措置」という極めて選択権の幅広い書き方となっている。

<sup>注2</sup> 「立法上、行政上又は政策上の措置」とは、法律に限らず、省令、指導、手引き等もこれに該当する。

<sup>注3</sup> CBD第十八条 技術上及び科学上の協力 3. 締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する（環境省、1993）。

1 締約国は、遵守を支援するため、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとる。当該措置は、次のことを含む。

- (a) 次のことを踏まえ、一又は二以上の確認のための機関を指定すること。
- (i) 指定された確認のための機関は、適当な場合には、事前の情報に基づく同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の設定又は適当なときは**遺伝資源の利用**<sup>注4</sup>に関する関連情報を収集し、又は受領すること。
- (ii) 締約国は、適当な場合には、指定された確認のための機関の性格に応じて、遺伝資源の利用者に対し、当該関連情報を指定された確認のための機関に提供することを要求すること。締約国は、**不履行**の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとること。
- (iii) 当該関連情報（利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情報を含む。）は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、関連する国内当局、事前の情報に基づく同意を与える締約国及び適当な場合には取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供すること。
- (iv) 確認のための機関は、効果的なものでなければならず、及びこの (a) の規定の実施に関連する機能を有すべきであり、並びに**遺伝資源の利用**<sup>注4</sup>又は関連情報（特に、研究、開発、イノベーション、商業化前又は商業化の全ての段階に関連する

もの）の収集と関連を有しているべきであること。

この第1項 (a) (ii) の不履行（不遵守）とは、例えば、もし指定された確認のための機関（チェックポイント）が国内の利用者に情報提供を定めた場合に、そのルールに利用者が応じなかった場合のことをいう。不履行に対して、政府は適切で釣り合いのとれたな措置を講じなければならないとしている。

さらに第17条では、

2 第六条3 (e)<sup>注5</sup>の規定に従って発給され、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供された許可証又はこれに相当するものは、国際的に認められた遵守の証明書とする。

3 国際的に認められた遵守の証明書は、当該証明書が対象とする遺伝資源について、事前の情報に基づく同意を与えた締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることを証明する役割を果たす。

4 国際的に認められた遵守の証明書は、次の情報が秘密のものではない場合には、少なくとも当該情報を含む。

- (a) 発給した当局
- (b) 発給日
- (c) 提供者
- (d) 当該証明書の固有の識別記号
- (e) 事前の情報に基づく同意が与えられた個人又は団体
- (f) 当該証明書が対象とする事項又は遺伝資源

<sup>注4</sup> 第1項 (a) (i) および (iv) には「utilization（利用）」という文言が含まれている。議定書の交渉段階では、途上国側から本条により遺伝資源の利用段階も監視（モニタリング）の対象となるという主張もあった。この点について、今後、国際的な動向に注意する必要がある。

<sup>注5</sup> 第六条 遺伝資源の取得の機会の提供

1 遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、天然資源に対する主権的権利の行使として、かつ、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に従い、当該遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。）が事前の情報に基づいて同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。

3 事前の情報に基づく同意を得ることを要求する締約国は、1の規定に従い、次のことを行うために適宜、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(e) 事前の情報に基づく同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして、取得の機会の提供の際に許可証又はこれに相当するものを発給することについて定め、及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに通報すること。

- (g) 相互に合意する条件が設定されたことの確認
- (h) 事前の情報に基づく同意が得られたことの確認
- (i) **商業的又は非商業的な利用**

ここで注意しなければならないのは、第4項「(i) 商業的又は非商業的な利用」に関してである。まず非商業的な利用でPICを取得して、後になって非商業的利用から商業的利用へ用途を変える場合、提供国に再度PICを申請することになる。実務的な観点からいえば、用途の切り替えをする場合に、迅速に対応できるスキームを提供者と利用者間で事前に決めておくことが望ましいであろう。ところで、特許申請とは通常、商業的利用をするための前段階であり、また、特許権自体を売買することができるため、特許を申請するということは商業的行為と見なされる。従って、特許申請をする可能性が出て来た段階で、すぐに商業的利用に用途を切り替えるための手続きをするべきであろう。

以上述べてきたように、名古屋議定書の最大のポイントは、**提供国の法律に基づいて（第15条）（限定的ではあるが）国境を越えた違反追及が可能になった点**

である（第17条）。この点は、従来のボン・ガイドラインでは不十分であり、例えば、不正アクセスにより遺伝資源が国外に持ち出されてしまった場合、ガイドラインでは決して提供国の国内法違反を利用国において法的に追及することができなかつたのである。

なお、海外の遺伝資源を本議定書に基づいて入手する場合のスキームを図1に示したので参考にしてほしい。

#### 4. おわりに

名古屋議定書に関して主に概説してきたが、本議定書の各条文には「as appropriate（適切な場合には）」という文言が多数用いられている。この「適切な場合には」の意味は、①現行の法体系の中で実行が可能かどうか、②コストと便益のバランスがとれているか、等を考慮して適切なのかが判断されることを意味している。また、本議定書には解釈が曖昧な（グレーの）部分があるが、これらのグレー部分については各国の国内法または規則によってクリアになるはずである。

現在、日本を含め92カ国が本議定書に署名しているが、批准した国は、ガボン、ヨルダン、ルワンダ、

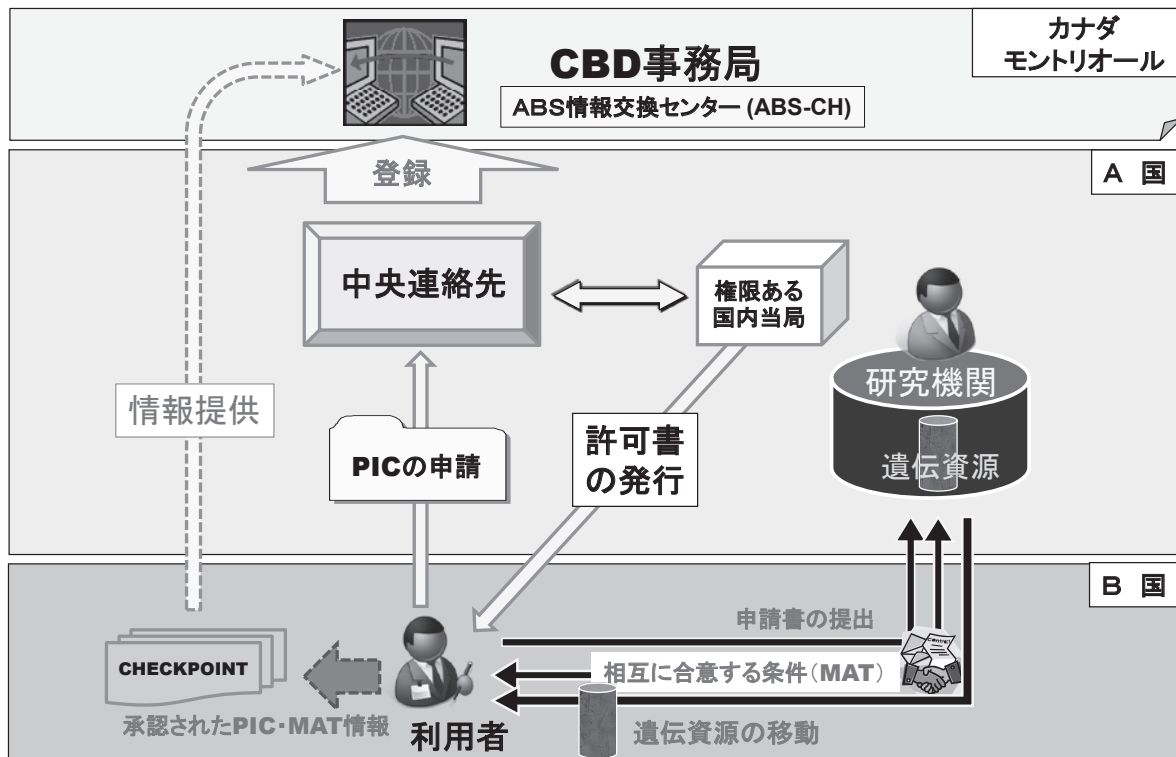


図1 名古屋議定書の下でB国の利用者がA国の遺伝資源を利用したい場合の流れ

セイシェル, メキシコ, ラオス, インド, フィジー, エチオピア, パナマ, モーリシャス, 南アフリカ, アルバニア, ミクロネシア, ボツアナ, シリア, モンゴル, コモロ, ホンジュラス, タジキスタン, コートジボワール, ギニアビサウ, インドネシア, ブータン, ノルウェーの25カ国である (The Convention on Biological Diversity, 2013). 本議定書によれば, その効力の発生は, 「条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による五十番目の批准書, 受諾書, 承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる. (第33条)」となっているので, そう遠くない将来に本議定書は批准されるものと思われる. その場合, 多くの国は本議定書に対応した国内法または規則を整備するであろうと推測される. 海外の遺伝資源にアクセスする場合はその国の関連国内法または規則を理解し, それに従うことになる. 本議定書および各国の関連国内法または規則の今後の動向に注意する必要がある.

## 文 献

- 安藤勝彦 2006. 生物多様性条約におけるアクセスと利益配分の国際ルール. 日本医真菌学会雑誌 **47**: 53-56.
- 安藤勝彦 2008. 第3回生物多様性条約第9回締約国会議—アクセスと利益配分 (ABS) に関する議論を中心として—. 日本微生物資源学会誌 **24**: 117-124.
- 安藤勝彦 2011. 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)—ABS (Access and Benefit-Sharing) 名古屋議定書の採択. 化学と生物 **49**: 66-70.
- 外務省 2011. 生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 (外務省仮訳), [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei\\_72.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_72.pdf), 最終訪問日 2013年10月2日.
- 磯崎博司, 炭田精造, 渡辺順子, 田上麻衣子, 安藤勝彦 (編) 2011. 生物遺伝資源へのアクセスと利益配分—生物多様性条約の課題, p. 289, 信山社, 東京.
- 環境省 1993. 生物多様性条約全文, [http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo\\_hon.html](http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html), 最終訪問日 2013年10月2日.
- The Convention on Biological Diversity 2013. <http://www.cbd.int/convention/>, 最終訪問日 2013年10月2日.
- 財団法人バイオインダストリー協会 2002. 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン (JBA 訳), [http://www.biodic.go.jp/cbd/pdf/6\\_resolution/guideline.pdf](http://www.biodic.go.jp/cbd/pdf/6_resolution/guideline.pdf), 最終訪問日 2013年10月2日.